

青森県報

第九百六十九号

令和七年
九月二十二日
(月曜日)

目 次

告 示

○青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項の知事が定める金額の一部改正
(人事課) ……一

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退
(福祉課) ……一

公 告

○大規模小売店舗の新設に関する届出
(地域企業支援課) ……二

○農用地利用集積等促進計画の認可
(構造成策課) ……三

○建設業者の許可の取消し
(中南部土地整備事務所) ……四

○右 同
(同) ……四

○右 同
(同) ……五

○右 同
(三八県土地整備事務所) ……五

○右 同
(上北県土地整備事務所) ……五

○右 同
(同) ……六

○右 同
(同) ……六

選挙管理委員会

○選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万

に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)(事務局) ……六

告

示

青森県告示第四百九十一号

平成八年五月十五日青森県告示第三百四十五号(青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項の知事が定める金額)の一部を次のように改正する。

令和七年九月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

表常時介護を要する状態の項中「十七万七千九百五十円」を「十八万六千五百円」に改め、表随時介護を要する状態の項中「八万八千九百八十円」を「九万二千九百八十円」に改める。

附 則

1 この告示は、告示の日から施行する。

2 改正後の表の規定は、令和七年八月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

青森県告示第四百九十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関(精神通院医療)がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和七年九月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
アイセイ薬局田向店	八戸市田向三丁目二の一八	令和七・九・三〇

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和七年九月二十二日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
薬王堂青森新城店
青森市大字新城字平岡二五九の六四 外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社薬王堂
岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七の七
代表取締役 西郷孝一
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社薬王堂
岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七の七
代表取締役 西郷孝一
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
令和八年五月六日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、二七六平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

四二台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

八台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

三二平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

四立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社薬王堂

開店時刻 午前七時 閉店時刻 翌午前零時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から翌午前零時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

一か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

令和七年九月五日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び青森市役所

2 期間

令和七年九月二十二日から令和八年一月二十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

る。

1 提出期限

令和八年一月二十二日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

農用地利用集積等促進計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和七年九月二十二日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用集積等促進計画を次のとおり公告する。

令和七年九月二十二日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

○農用地利用集積等促進計画（売買）

所有権の移転を受ける者		所有権の移転を受ける土地			
氏名又は名称	住所又は所在地	市町村	大字	字	番地
三上 幸一	弘前市	弘前市	貝沢	沢辺	700番
吹田 彩	弘前市	弘前市	小沢	山崎	44番16
齋藤 博	弘前市	弘前市	門外四丁目		5番50 ほか1筆
成田 勝	弘前市	弘前市	樋の口町		291番1

三浦 年広	五所川原市	弘前市	十腰内	野中	443番2	ほか2筆
有限会社まごころ農場	弘前市	弘前市	薬師堂	南熊沢	13番9	
有限会社まごころ農場	弘前市	弘前市	薬師堂	南熊沢	9番3	
福田 一穂	弘前市	弘前市	大森	草薙	12番2	ほか7筆
成田 裕一	平川市	平川市	碓ヶ懸	塚ノ平	1番1	
工藤 俊也	平川市	平川市	碓ヶ懸	向安田	3番1	ほか1筆
工藤 俊也	平川市	平川市	碓ヶ懸	向安田	14番1	
工藤 俊也	平川市	平川市	碓ヶ懸	向安田	15番2	
田中 健吾	平川市	平川市	高畑	熊沢	145番	ほか3筆
小野 洋貴	平川市	平川市	新館	柏崎	29番1	ほか1筆
八木橋 毅	平川市	平川市	新屋	長田	227番	
八木橋 毅	平川市	平川市	新屋	長田	229番	
八木橋 毅	平川市	平川市	新屋	長田	226番	ほか2筆
葛西 智	平川市	平川市	新屋	長田	215番1	
丹代 武志	平川市	平川市	新屋	福嶋	289番1	ほか2筆
富士 浩之	平川市	平川市	広船	広沢	36番	ほか5筆
農事組合法人町居生産組合	平川市	平川市	町居	稲村	170番	

農事組合法人 町居生産組合	平川市	平川市	町居	稲村	131番1	
木村 久	南津軽郡藤崎町	南津軽郡 藤崎町	藤崎	西豊田	46番1	ほか1 筆
木村 勝人	南津軽郡藤崎町	南津軽郡 藤崎町	林崎	沼田	15番5	ほか1 筆
菊地 和文	南津軽郡田舎館村	南津軽郡 田舎館村	垂柳	松立	35番1	ほか5 筆
葛西 守	南津軽郡田舎館村	南津軽郡 田舎館村	豊蒔	森越	28番	ほか1 筆
田澤 農志	南津軽郡田舎館村	南津軽郡 田舎館村	大根子	小川原 田	64番1	ほか1 筆
山谷 由晴	南津軽郡田舎館村	南津軽郡 田舎館村	前田屋 敷	南佃	99番4	
工藤 定	南津軽郡田舎館村	南津軽郡 田舎館村	大根子	大川原 田	55番	ほか6 筆
有限会社ケイ エス青果	南津軽郡田舎館村	南津軽郡 田舎館村	豊蒔	川崎	61番1	
佐藤 眞理子	南津軽郡藤崎町	南津軽郡 田舎館村	川部	中西田	1番	
サイキチ農園 株式会社	西津軽郡鰺ヶ沢町	北津軽郡 鶴田町	廻堰	大沢	4番	ほか1 筆
サイキチ農園 株式会社	西津軽郡鰺ヶ沢町	北津軽郡 鶴田町	妙堂崎	米山	173番	
竹ヶ原 範生	十和田市	十和田市	相坂	長漕	122番3	ほか3 筆
株式会社川長	上北郡おいらせ町	三沢市	三沢	湊代平	118 番 62	ほか3 筆
有限会社瀬川 農場	上北郡七戸町	上北郡七 戸町		下志多	9番1	ほか7 筆
吉田 昇	上北郡六戸町	上北郡六 戸町	下吉田	米沢	75番75	
砂渡 精一	上北郡六戸町	上北郡六 戸町	大落瀬	五人役	162番	

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年九月二十二日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 商号又は名称 株式会社青森エコプラン

二 代表者の氏名 太田昌寿

三 主たる営業所の所在地 黒石市長崎二丁目一三の一

四 許可番号 青森県知事許可（般一ニ）第一〇〇五五三号

五 取消年月日 令和七年七月七日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年七月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年九月二十二日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 商号又は名称 丸昭設備有限公司

二 代表者の氏名 村上昭義

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字大開三丁目一二の八

四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第二〇〇〇七四号

五 取消年月日 令和七年七月二十二日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年五月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年九月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 東邦環境開発株式会社

二 代表者の氏名 對馬信史

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字神田一丁目七の二四

四 許可番号 青森県知事許可（般―四）第二〇〇七三三号

五 取消年月日 令和七年七月四日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

令和七年五月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年九月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社平協建設

二 代表者の氏名 平協貴悠

三 主たる営業所の所在地 八戸市南郷大字島守字高山三七の五

四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第一二八〇〇号

五 取消年月日 令和七年七月八日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年五月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年九月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社ケイアイシステム

二 代表者の氏名 小坂良司

三 主たる営業所の所在地 三沢市松園町一丁目九の一

四 許可番号 青森県知事許可（般―四）第五〇〇六二〇号

五 取消年月日 令和七年七月十五日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年九月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社ハシモト建築

二 代表者の氏名 橋本光子

三 主たる営業所の所在地 三沢市六川目五丁目九九四の二

四 許可番号 青森県知事許可（般一四）第五〇〇六五二号

五 取消年月日 令和七年七月四日

六 取消しに係る建設業の許可

大工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年九月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 法建

二 氏名 杉山法光

三 主たる営業所の所在地 上北郡横浜町字三保野一七の一

四 許可番号 青森県知事許可（般一六）第五〇〇六八五号

五 取消年月日 令和七年七月二日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年四月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第七十一号

令和七年九月一日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第六項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和七年九月二十二日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴 岡 真 治

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二〇、四五七 人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数			二二七、八五三人
東津軽郡選挙区	五、七三一	人	
西津軽郡選挙区	四、五九八	人	
南津軽郡選挙区	六、一四三	人	
北津軽郡選挙区	六、八九三	人	
上北郡選挙区	二五、七九一	人	
三戸郡選挙区	一七、四四七	人	
青森市選挙区	七五、八九七	人	
弘前市選挙区	四六、二六二	人	
八戸市選挙区	六一、一六六	人	
黒石市選挙区	八、七八二	人	
五所川原市選挙区	一七、三二九	人	
十和田市選挙区	一六、四六〇	人	
三沢市選挙区	一〇、三四三	人	
むつ市選挙区	一八、八五一	人	
つがる市選挙区	八、四一三	人	
平川市選挙区	一〇、八三八	人	

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県号	
(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一番七 東奥印刷株式会社	
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚三付二十一円七十銭